

資料 3

特定労務管理対象機関（特例水準）の指定の取扱い

新たに特定労務管理対象機関としての指定申請を予定している 医療機関への対応について

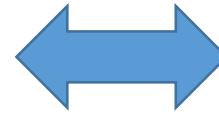
医師の働き方改革について

現状

- ◆ **医師の長時間労働を前提とした働き方**
⇒ 病院常勤勤務医の4割が年960時間超の時間外・休日労働
- ◆ **労務管理が不十分**
⇒ 客観的な時間管理が行われていない傾向が強い
- ◆ **業務が医師に集中**
⇒ 患者への病状説明や記録作成なども医師が担当

目指す姿

- ◆ **医療の質・安全の確保**
- ◆ **持続可能な医療提供体制の確保**



医師の時間外・休日労働の上限規制の適用(令和6年4月～)

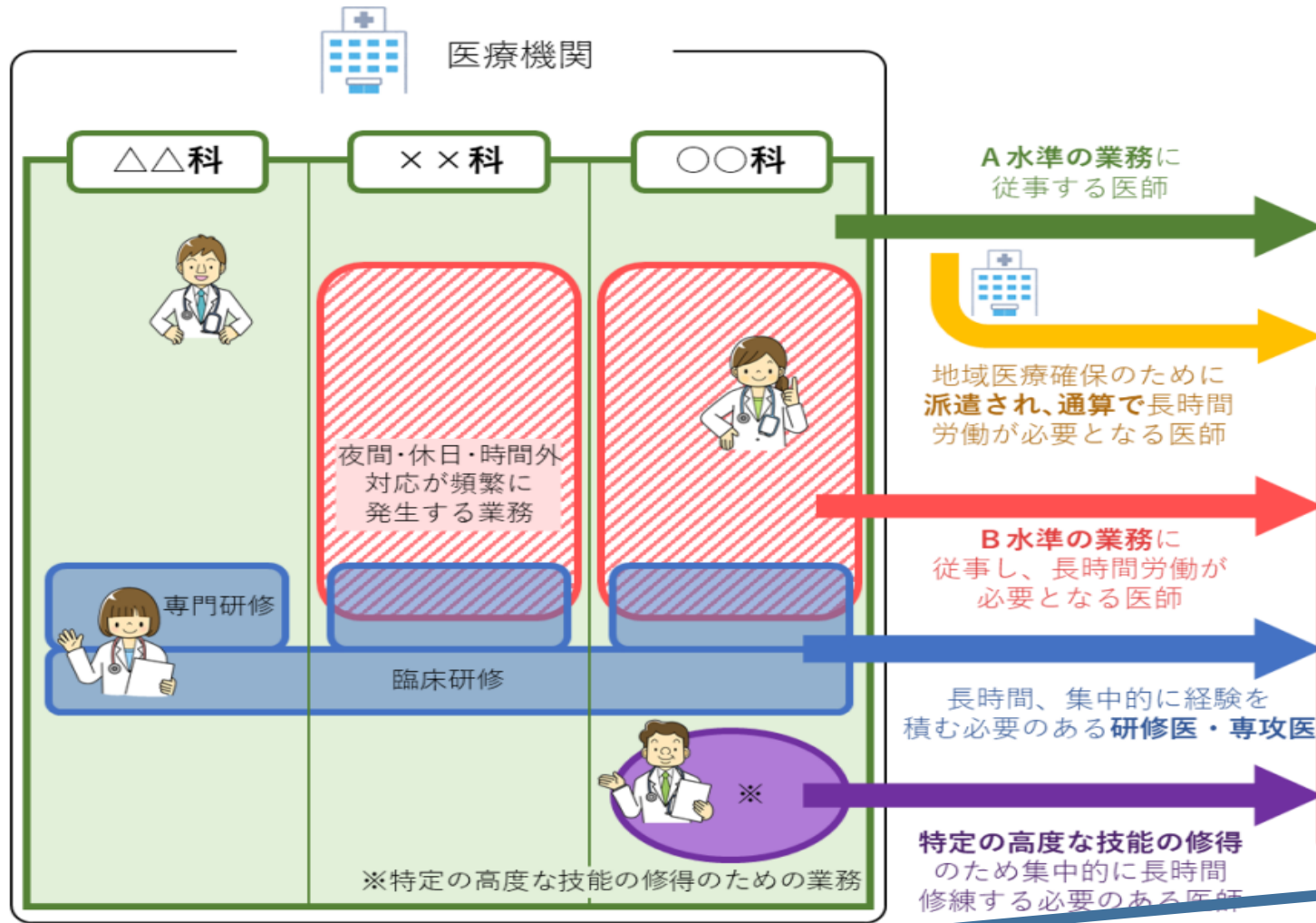
地域医療を守るための
医師の労働時間の特別ルール

対象：全ての勤務医
上限：原則として年間**960時間** (例外あり)

長時間勤務の中でも
勤務医の健康を守るためのルール

追加的健康確保措置
・ **面接指導**
・ **休息時間の確保**

時間外・休日労働の上限水準（特例水準）について



*年の時間外・休日労働時間数（簡明さを優先し、詳細は省略）

| 医療機関に必要な指定 | 医師に適用される水準 | |
|------------|-------------------|--------------------|
| | 36協定で定めることができる時間* | 実際に働くことができる時間*(通算) |
| — | 960以下 | 960以下 |
| 連携B | 960以下 | 1,860以下 |
| B | 1,860以下 | 1,860以下 |
| C-1 | 1,860以下 | 1,860以下 |
| C-2 | 1,860以下 | 1,860以下 |

臨床研修医にはより強い健康確保措置

この医療機関の例の場合、連携B、B、C-1、C-2の4つの指定が必要となる。（それぞれの指定要件は大部分が共通）

◆特例水準：適用する場合は都道府県からの指定を受ける必要がある

【参考】特定労務管理対象機関一覧①

| | 二次医療圏 | 医療機関名 | 水準 |
|----|-------|------------------------------|-----|
| 1 | 横浜 | 公立大学法人 横浜市立大学附属病院 | 連携B |
| 2 | | 公立大学法人横浜市立大学附属 市民総合医療センター | B |
| 3 | | 横浜市立みなと赤十字病院 | B |
| 4 | | 昭和大学横浜市北部病院 | 連携B |
| 5 | | 昭和大学藤が丘病院 | 連携B |
| 6 | | 昭和大学藤が丘リハビリテーション病院 | 連携B |
| 7 | | 独立行政法人労働者健康安全機構 横浜労災病院 | B |
| 8 | | 聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院 | B |
| 9 | | 医療法人財団明理会 東戸塚記念病院 | B |
| 10 | | 聖隷横浜病院 | B |
| 11 | | 独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター | B |
| 12 | | 医療法人社団明芳会 横浜新都市脳神経外科病院 | B |

| | 二次医療圏 | 医療機関名 | 水準 |
|----|--------|-------------------------|---------------|
| 13 | 川崎北部 | 聖マリアンナ医科大学病院 | B |
| 14 | | 帝京大学医学部附属溝口病院 | 連携B |
| 15 | | 医療法人社団亮正会総合高津中央病院 | B |
| 16 | 川崎南部 | 日本医科大学武蔵小杉病院 | B、連携B、C-1 |
| 17 | | 川崎市立川崎病院 | B、C-1 |
| 18 | | 独立行政法人労働者安全機構 関東労災病院 | B |
| 19 | 相模原 | 北里大学病院 | B、連携B、C-1、C-2 |
| 20 | 横須賀・三浦 | 医療法人徳洲会湘南鎌倉総合病院 | B、C-1 |
| 21 | 湘南東部 | 藤沢市民病院 | B |
| 22 | | 一般財団法人同友会 藤沢湘南台病院 | 連携B、C-1 |
| 23 | | 医療法人徳洲会湘南藤沢徳洲会病院 | B、C-1 |
| 24 | | 茅ヶ崎市立病院 | B |
| 25 | | 医療法人徳洲会茅ヶ崎徳洲会病院 | B |

【参考】特定労務管理対象機関一覧②

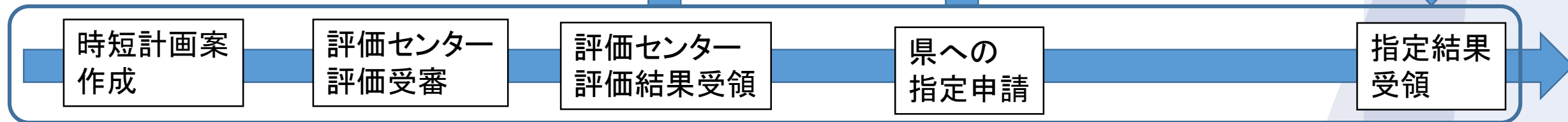
| | 二次 医療圏 | 医療機関名 | 水準 |
|----|-----------|----------------------------------|-----------|
| 26 | 湘南 西部 | 国家公務員共済組合連合会平塚共済病院 | B |
| 27 | | 平塚市民病院 | B |
| 28 | | 東海大学医学部付属病院 | B、連携B、C-1 |
| 29 | 県央 | 医療法人徳洲会湘南厚木病院 | B、C-1 |
| 30 | | 厚木市立病院 | B |
| 31 | | 社会医療法人社団三思会 東名厚木病院 | B、C-1 |
| 32 | | 医療法人徳洲会大和徳洲会病院 | B |
| 33 | | 社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス 海老名総合病院 | B、C-1 |
| 34 | 県西 | 小田原市立病院 | B |

特定労務管理対象機関の指定に係るフロー

神奈川県



医療機関



※C1・C2水準は医療機関において上記以外にも個別の手続きあり

都道府県別の評価センターの受審状況

評価センター受審申込 受付状況

令和6年9月23日現在

| 都道府県名 | 申込件数 |
|-------|------|
| 北海道 | 27 |
| 青森県 | 6 |
| 岩手県 | 5 |
| 宮城県 | 11 |
| 秋田県 | 2 |
| 山形県 | 3 |
| 福島県 | 10 |
| 茨城県 | 6 |
| 栃木県 | 8 |
| 群馬県 | 5 |
| 埼玉県 | 26 |
| 千葉県 | 30 |
| 東京都 | 52 |
| 神奈川県 | 35 |
| 新潟県 | 4 |
| 富山県 | 2 |
| 石川県 | 3 |
| 福井県 | 2 |
| 山梨県 | 3 |
| 長野県 | 8 |
| 岐阜県 | 14 |
| 静岡県 | 17 |
| 愛知県 | 29 |
| 三重県 | 6 |

| 都道府県名 | 申込件数 |
|-------|------|
| 滋賀県 | 7 |
| 京都府 | 13 |
| 大阪府 | 35 |
| 兵庫県 | 23 |
| 奈良県 | 4 |
| 和歌山県 | 2 |
| 鳥取県 | 3 |
| 島根県 | 2 |
| 岡山県 | 5 |
| 広島県 | 10 |
| 山口県 | 3 |
| 徳島県 | 3 |
| 香川県 | 2 |
| 愛媛県 | 2 |
| 高知県 | 5 |
| 福岡県 | 28 |
| 佐賀県 | 3 |
| 長崎県 | 2 |
| 熊本県 | 3 |
| 大分県 | 4 |
| 宮崎県 | 3 |
| 鹿児島県 | 7 |
| 沖縄県 | 14 |

| | |
|----|-----|
| 合計 | 497 |
|----|-----|

※受審申込医療機関に関する個別のお問い合わせはご遠慮くださいますようお願いいたします。

■ 評価センターの受審状況（9/23現在）

- ・ 県内医療機関の受審申込件数は35件
- ⇒ 特例水準の申請予定医療機関は35件（今後増加の可能性あり）
- （3月webフォームアンケート結果（3/14ㄨ）より）

■ 県の申請・指定状況（8/31現在）

- ・ 指定済：34件
- ・ 申請待ち：1件



■ 1 機関の状況

- ・ 評価受審継続中
- ・ B水準を申請予定
- ・ 現在、県・勤改センター（アドバイザー）による支援を実施中

未申請医療機関（1機関）の審議方法について

- ◆当初、本審議会において指定に係る諮問することを予定していた医療機関について、評価センターの評価受審が未完了であり、県への申請が間に合わなかった。



◆については、3月の開催を待たずに、書面協議により諮問させていただくこととしたい。
(時期は未定:評価センターの評価完了次第速やかに)

◆参考

特定労務管理対象機関の指定要件等について

特定労務管理対象機関の指定にあたって

◆ B、連携B及びC-1水準

① 評価機能による評価の受審

医療機関における追加的健康確保措置や労務管理の実施状況、労働時間の実績や労働時間短縮に向けた取組状況等について、評価センターによる評価をあらかじめ受けていること。【医療法第113条第4項（※）】

※連携B水準は第118条、C-1水準は第119条、C-2水準は第120条での読み替え

② 都道府県医療審議会の意見聴取

各水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること及び地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことについて、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。【医療法第113条第5項】

◆ C-2水準

①② 同上

③ 審査組織（C-2ナビ）による審査の受審

医療機関の教育研修環境及び医師個人が作成する「特定高度技能研修計画」の内容について、C-2ナビによる個別審査をあらかじめ受けていること

特定労務管理対象機関指定要件（その他）

◆ 各水準（B、連携B、C1、C2水準）共通

| 指定要件（各水準共通事項） | 根拠（※） |
|---|----------------|
| 都道府県知事は、当該病院又は診療所が以下の要件全てに該当すると認めるときは、特定労務管理対象機関の指定をすることができる、 | 医療法第113条第3項 |
| 1 <ul style="list-style-type: none">提出された労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。次に掲げる事項全てが記載されていること<ul style="list-style-type: none">ア 医師の労働時間の状況イ 労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標ウ 医師の労働管理及び健康管理に関する事項エ その他労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項 | 医療法第113条第3項第1号 |
| 2 医療法の規定による 面接指導及び休息時間の確保 を行うことができる体制が整備されていること。 | 医療法第113条第3項第2号 |
| 3 労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと。 | 医療法第113条第3項第3号 |

※連携B、C-1、C-2は、それぞれ118条、119条、120条で読み替え

特定労務管理対象医療機関の指定要件（B水準）について

◆ B水準

地域の医療提供体制の確保に当たって重要な役割(救急医療等)を担っており、当該医療機関において当該役割に係る業務に従事する医師について、一定の長時間労働が不可避となることが予定される医療機関

■ 医療法第113条

都道府県知事は、当分の間、次に掲げる医療のいずれかを提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機関として指定することができる。

一 救急医療

二 居宅等における医療

三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

特定労務管理対象医療機関の指定要件（B水準）について

| 指定対象医療機関 | 説明、具体例、他府県事例等 |
|---|---|
| <p>◆医療計画において<u>三次救急医療機関</u>として位置付けられている病院又は診療所</p> <p>【根拠法等】</p> <ul style="list-style-type: none">・医療法第113条第1項第1号・医療法施行規則第80条第1項第1号・厚生労働省告示（令和4年1月19日 告示第9号） | <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">・救命救急センター |
| <p>◆医療計画において<u>二次救急医療機関</u>として位置付けられている病院又は診療所であって、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>イ <u>年間の救急車の受入件数が1,000件以上</u>であること又は当該医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間500人以上であること。</p> <p>ロ <u>5疾病・5事業の確保</u>について<u>重要な役割</u>を担う病院又は診療所であること。</p> <p>【根拠法等】</p> <ul style="list-style-type: none">・三次救急医療機関と同様 | <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">・病院群輪番制への参加病院及び救急告示病院 <p>【説明】</p> <ul style="list-style-type: none">・要件イを満たす二次救急医療機関は、救急医療の事業の確保に重要な役割を担っていることから、要件ロを満たすものとする。 (医療計画上も二次救急医療機関の量的確保と質の充実を図ることとしている。) |

1号
救急医療

特定労務管理対象医療機関の指定要件（B水準）について

| 指定対象医療機関 | 説明、具体例、他府県事例等 |
|--|--|
| <p data-bbox="81 588 127 936">2号 在宅医療</p> <p data-bbox="165 511 1261 614">◆居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所</p> <p data-bbox="191 739 428 782">【根拠法等】</p> <ul data-bbox="183 796 1121 1013" style="list-style-type: none">・医療法第113条第1項第2号・医療法施行規則第80条第1項第2号・地域医療介護総合確保基金管理運営要領の補足 | <p data-bbox="1312 654 1457 696">【説明】</p> <ul data-bbox="1304 711 2390 813" style="list-style-type: none">・機能強化型在宅療養支援病院の単独型・連携型・機能強化型在宅療養支援診療所の単独型・連携型 |

特定労務管理対象医療機関の指定要件（B水準）について

指定対象医療機関

◆地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認めた病院又は診療所

【根拠法等】

- ・ 医療法第113条第1項第3号
- ・ 医療法施行規則第80条第1項第3号
- ・ 医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ
- ・ **地域医療介護総合確保基金管理運営要領の補足**

説明、具体例、他府県事例等

（１）公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関

| | |
|-----------------------------|--|
| 精神科救急に対応する医療機関（特に患者が集中するもの） | 精神科救急医療体制参加医療機関（基幹・輪番医療機関） |
| 小児救急のみを提供する医療機関 | 左記のとおり |
| 周産期医療を行う医療機関 | ・ 急性期・高度急性期病棟を持つ総合又は地域周産期母子医療センターの指定を受ける医療機関 |
| 脳卒中等の脳血管疾患の治療を行う医療機関 | ・ 脳卒中治療において急性期脳卒中加算25件/年以上 |
| 心筋梗塞等の心血管疾患の治療を行う医療機関 | ・ 急性心筋梗塞等に対する治療件数が60件/年以上 |

（２）特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関

| | |
|---------------------------|--|
| 高度のがん治療を行う医療機関 | ・ 地域がん診療連携拠点病院 ・ 地域がん診療病院 ・ 小児がん拠点病院 |
| 移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関 | 左記のとおり |
| 児童精神科を行う医療機関 | |

なお、上記（１）及び（２）に記載の要件はあくまで例示であるため、その他の医療機関については個別に問合せを受け付ける。

特例労務管理対象機関の指定要件（連携B水準）について

◆ 連携B水準

■ 医療法第118条

都道府県知事は、当分の間、他の病院又は診療所に厚生労働省令で定めるところにより医師の派遣（医療提供体制の確保のために必要と認められるものに限る。）を行うことによつて当該派遣をされる医師の労働時間がやむを得ず長時間となる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、**連携型特定地域医療提供機関**として指定することができる。



医師派遣の実施に関する資料により確認
（派遣先一覧、派遣が必要な理由により判断）

特例労務管理対象機関の指定要件（C-1水準）について

◆ C-1水準

■医療法第119条

都道府県知事は、当分の間、次の各号のいずれかに該当する病院又は診療所であつて、それぞれ当該各号に定める医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、**技能向上集中研修機関**として指定することができる。

- 一 **医師法第十六条の二第一項**の都道府県知事の指定する病院 同項の臨床研修を受ける医師
- 二 **医師法第十六条の十一第一項**の研修を行う病院又は診療所 当該研修を受ける医師



都道府県知事により指定された**臨床研修プログラム**又は
日本専門医機構により認定された**専門研修プログラム／カリキュラム**の
研修機関

8 特例労務管理対象機関の指定要件（C-2水準）について

◆ C-2水準

■ 医療法第120条

都道府県知事は、当分の間、特定分野（医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものとして厚生労働大臣が公示したものをいう。）における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所であつて、当該研修を受ける医師（当該研修を受けることが適当と認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの（当該都道府県の区域に所在するものであつて、当該研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けたものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定高度技能研修機関として指定することができる。

➡ C-2水準の対象として審査組織が特定する技能を有する医師を育成するの
のに、十分な教育研修環境を有している医療機関